

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高

巖

<p>久喜騎西線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市下清久字宮浦六六八番二地先から同市上清久字東道下八九番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年三月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年三月二十八日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号で告示した道路区域の供用開始である。 延長 一七三・四七メートル</p>	<p>備考</p>